

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊万里市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

佐賀県伊万里市長

公表日

令和6年9月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務	
②事務の概要	(児童扶養手当該当者の管理、支給判定、支給) 児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭等(ひとり親家庭等)に対して支給される手当である。 児童扶養手当の支給に際しては所得制限判定を行っており、所得の高い受給者については手当の一部支給、または支給停止等の支給制限を行っている。 また、継続して受給可能か確認する為に、毎年受給者から提出される現況届の情報を元に、毎年度支給判定を行っている。	
③システムの名称	1. 総合福祉WEL＋児童扶養手当(標準化前)、総合福祉WEL＋児童扶養手当(標準化後) 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ	
2. 特定個人情報ファイル名		
(1)児童扶養手当ファイル (2)宛名情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条 別表 第56項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第29条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 17、20、42、89、90、125、141、155、161の項 (情報照会の根拠) 81の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉部子育て支援課	
②所属長の役職名	子育て支援課長	
6. 他の評価実施機関		
なし		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	健康福祉部 子育て支援課 子育て支援係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2310	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月25日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民部 福祉課 子育て支援室 [住所]〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号]0955-23-2174	市民部 福祉課 子育て支援係 [住所]〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号]0955-23-2310	事後	H28.4の機構改革に伴い担当課が変更となったため
平成29年9月1日	I 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	中野 大成	桑本 成司	事後	H29.4.1付け人事異動により所属長が変更となったため
令和1年6月28日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	1. Acrocity児童扶養手当	1. 総合福祉WEL+	事後	
令和1年6月28日	I 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①市民部福祉課 ②桑本 成司	①市民部子育て支援課 ②子育て支援課長	事後	
令和1年6月28日	I 8. 特定個人ファイルの取扱いに関する問合せ	市民部 福祉課 子育て支援係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2310	市民部 子育て支援課 子育て支援係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2310	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策		※新様式への変更のため、追加	事後	
令和2年7月10日	I 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	市民部子育て支援課	健康福祉部子育て支援課	事後	
令和2年7月10日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 情報広報課 市民サービス係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2133	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491	事後	
令和2年7月10日	I 8. 特定個人ファイルの取扱いに関する問合わせ	市民部 子育て支援課 子育て支援係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2310	健康福祉部 子育て支援課 子育て支援係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2310	事後	
令和2年7月10日	IV リスク対策 8. 監査実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和3年7月10日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	
令和3年7月10日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	
令和3年7月10日	IV リスク対策 8. 監査実施の有無	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	事後	
令和4年8月12日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	
令和4年8月12日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	
令和5年7月25日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年7月25日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和6年9月25日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 総合福祉WEL+ 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ	1. 総合福祉WEL+児童扶養手当(標準化前)、総合福祉WEL+児童扶養手当(標準化後) 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ	事前	
令和6年9月25日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 第37項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条	番号法第9条 別表 第56項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第29条	事後	
令和6年9月25日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 (情報提供の根拠) 13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 (情報照会の根拠) 81の項	番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 17、20、42、89、90、125、141、155、161の項 (情報照会の根拠) 57の項	事後	
令和6年9月25日	II 1. 対象人数	令和5年7月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年9月25日	II 2. 取扱者数	令和5年7月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	